

## 日本死の臨床研究会 奨励賞内規

1. (名称) 本賞は、日本死の臨床研究会奨励賞と称する。
2. (目的) 本賞は、死の臨床に関する学術的研究活動や諸活動を会員に奨励するために、優れた論文を表彰し、もって日本死の臨床研究会の発展に寄与することを目的とする。
3. (受賞資格) 本賞の受賞者は、次の3条件をすべて満たさなければならない。
  - 1) 日本死の臨床研究会の会員であること。
  - 2) 死の臨床に関する学術的研究において優れた論文であること。
  - 3) 研究においては、倫理面への配慮が十分なされたものであること。
4. (本賞の選考) 本賞の選考は、選考委員会が行う。
5. (選考委員会の構成) 選考委員会は、日本死の臨床研究会の教育研修委員会と編集委員会の委員によって構成される。
6. (受賞者の選考) 選考委員会は、過去1年間に研究会誌上で発表された論文の中から優れたものを選考し、これを常任世話人会に推薦する。
7. (受賞者の決定) 常任世話人会は、選考委員会から推薦された受賞候補者の中から受賞者を決定する。
8. (賞の授与) 日本死の臨床研究会世話人代表は、日本死の臨床研究会の年次大会の通常総会において、日本死の臨床研究会奨励賞として、1件あたり5万円を授与し、公示する。
9. (改廃) 本内規の改廃は、常任世話人会において審議し、世話人会によって決議される。